

発議第3号

アスベスト（石綿）による健康被害防止対策の拡充を求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成22年3月24日提出

提出者 高山市議会議員 伊 嶌 明 博

賛成者 高山市議会議員 下 山 清 治
杉 本 健 三
中 田 清 介
水 門 義 昭
野 村 末 男
木 本 新 一
中 箴 博 之
岩 垣 和 彦

アスベスト（石綿）による健康被害防止対策の拡充を求める意見書

アスベスト（石綿）は、吸いこんでから平均40年以上も後に悪性腫瘍（がん）をひきおこします。その一種である中皮腫（ちゅうひしゅ）などの被害が続々と明らかになり、その影響は事業者・従業員だけでなく、家族、周辺住民にも及んでいます。アスベストが大量に使用された要因は、政府が、ILO条約の批准を先延ばしにし、WHO基準の200倍も緩い基準を2005年まで放置してきたからです。アスベスト関連業界と政府の責任は重大です。

よって、国におかれては、アスベストによる健康被害防止対策を拡充するため、次の事項を実施されるよう強く要望します。

記

1. アスベスト関連企業の労働者や事業所周辺住民などの健康診断調査を継続して実施するために、費用を原因者と国が負担するよう求めます。
2. アスベスト対策法の施行後も、認定対象が狭く、救済数が余りにも少ないため、被害者の実態に合わせて拡充することを求めます。アスベストの労災認定についても抜本的に見直すことを求めます。
3. 被災者の見つけ出しをすすめ、建設労働者や「一人親方」も含めすべての健康被害者を救済し、周辺住民の被害認定でも、石綿肺や良性石綿胸水などを労災同様、対象に含めることを求めます。
4. 被害に対する補償水準を引き上げるなど、救済制度を早急に改善することを求めます。汚染者負担に基づいて製造・使用者の責任による基金創設を実現し、救済制度の強化を求めます。
5. 石綿の特例使用が認められている分野を含め、早急に全面的な使用禁止にすることを求めます。
6. 石綿除去や解体に伴う二次被害を阻止するために、指導・監督を強めるとともに、国の補助制度の拡充を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

高山市議会